

鳥取市公式インターネットショップ『とっとり市（いち）』出店者募集要項

鳥取市公式インターネットショップ『とっとり市（いち）』の出店者を下記のとおり募集します。

記

1. 出店資格

とっとり市（いち）に出店できる資格を有する者は、次のすべてに該当する方です。

- (1) 鳥取市又は麒麟のまち圏域（鳥取県鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町、兵庫県香美町・新温泉町。以下「鳥取市等」という。）に在住の個人又はグループ若しくは法人格を持つ者で、インターネット販売に意欲のある事業者（支店・営業所を持つ事業者も対象とする。）
- (2) 鳥取市等で生産、製造業を営み又は製品の販売を行い、若しくは関連する観光等のサービスを提供する事業者
- (3) インターネット上で販売できる商品を取り扱う事業者
- (4) インターネット上で商品の受注、発送手続きができる事業者
- (5) 商品等の購入者に対し、責任を持った対応が迅速かつ的確にできる事業者
- (6) 市町村民税を滞納していない事業者

※出店者の方には、商品ページの作成や編集、商品の受注確認、発送手続きをしていただくこととなりますので、インターネット環境があることが出店条件となります。

2. 出品品目

- (1) 鳥取市等で生産、製造又は加工のうち一工程以上が行われた商品
- (2) 鳥取市等に関連する観光等のサービス品

※上記以外の商品は個別にご相談ください。また、公序良俗に反する商品等は販売できません。

3. 出店料

月間の売上高に10%を乗じた金額（売上手数料）

※売上高には、消費税及び地方消費税を含むものとします。

4. 代金の精算方法

売上高は、算定対象となる月の月末締めで確定し、次に掲げる経費を差し引いたうえで、翌月26日（金融機関が休みの場合は、前営業日）に指定の口座へ振り込むこととします。

【経費】

- ① 出店料（売上手数料）
- ② クレジット決済利用の場合のクレジット手数料
- ③ 売上代金を口座へ振り込むための振込手数料
- ④ 設定送料と送料単価の差額

※代金精算額が振込手数料を下回る場合は、代金精算額が振込手数料を上回る月又は翌年度4月のいずれか早い月まで精算を留保します。

5. 出店規約

別紙をご覧ください。

6. 申込方法

以下の書類を「とっとり市(いち)」カスタマーセンターにご提出ください。

- (1) 出店申込書
- (2) 加工食品の場合、営業許可証または営業開始届けの写し（仕入れ販売の場合除く）
- (3) 販売許可が必要な商品の場合、その許可証の写し
- (4) 市町村民税を滞納していないことを証する納税証明書（滞納なし証明）

7. 申込書提出先・問合せ先

「とっとり市(いち)」カスタマーセンター

〒680-0833 鳥取市末広温泉町160 2F

TEL：0857-54-1952

FAX：0857-29-1000

E-mail：support@tottori-ichi.jp